

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 3 号 令和 5 年度岩国市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和 5 年度岩国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和 5 年度岩国市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 1 2 号 令和 5 年度岩国市病院事業会計決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 7 6 号 令和 6 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 7 7 号 令和 6 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 8 号 令和 6 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 9 号 令和 6 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 2 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

以上 4 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

民生費の老人福祉費の老人福祉対策費の敬老行事費に関し、

委員中から、「敬老会の補助対象者である 75 歳以上の人口が約 2 万 7,000 人であるのに対して、参加者は約 3,000 人ということで、参加割合は約 1 割にとどまっている。また、合併後、本市では、敬老会の実施主体を行政から自治会を中心とした地域団体へ移行してきたが、実施主体となる自治会の高齢化が進展し、旧町村部などでは、地域による実施が困難な状況に陥っている。こうした地域の現状を踏まえると、これまでの敬老行事のやり方を見直す必要があるのではないか」との質疑があり、

当局から、「地域の方が、地域の特性に合った形で行事が進められるよう、本庁と各総合支所が連携しながら、行政がどのような協力ができるかについて、今後しっかりと協議・検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、民生費の老人福祉費の老人福祉対策費の渡船料助成事業に関し、委員中から、当該事業の概要について質疑があり、

当局から、「柱島地区に在住する70歳以上の高齢者の社会参加の促進及び離島の老人福祉の増進を図ることを目的として、年間48枚、月当たり2往復分の渡船利用券を交付する事業である」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「渡船料は大変高額であり、住民の負担は大きい。住民が高齢化し、週に一度、本土に通院している者も多く、月当たり4往復できるよう渡船利用券の交付数を増やしたり、年齢制限を引き下げたり、撤廃するなどの対応はできないか」との質疑があり、

当局から、「年間48枚の渡船利用券の交付に加え、70歳以上の方に交付している敬老優待乗車証を利用すれば渡船料が半額となることから、両制度を併せて活用していただくことで、柱島地区在住の方の社会参加等を促進していきたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「柱島地区は離島という特殊な環境の下、著しい高齢化の進展と人口減少により、活性化も困難な状況となっている。半額でも往復1,860円かかる渡船料の負担は、社会参加や地域活性化の阻害要因となり得ると考えるが、これらの事情を考慮した上で施策の見直しの検討はできないか」との質疑があり、

当局から、「離島という特殊な環境の中で、高齢化や人口減少の進展により、厳しさを増す状況に対し、手厚い支援が必要であることは理解している。社会情勢の変化に応じて、これまでと違う見方をして施策を検討していきたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。